

( 一 般 競 争 入 札 用 )

# 入札説明書

令和8年度鳥獣被害防止総合支援事業  
サル用電気柵の調達及び納品業務

受付期間

令和8年7月8日(水)～令和8年7月17日(金)

入札日

令和8年7月29日(水) 11:00

入札場所

福岡市役所 9階顧問室 (行政棟9階)

【入札・設計・契約担当部署】

(福岡市域分)

〒810-0001

福岡市中央区天神一丁目8-1

福岡市鳥獣被害対策協議会事務局

(福岡市農林水産局農業振興・イノシシ等対策担当課内)

電話 092-711-4852 FAX 092-733-5583

(糸島市域分)

〒819-1192

糸島市前原西一丁目1-1

糸島市鳥獣害防止対策協議会 (糸島市農林水産部農地政策課内)

電話 092-332-2089 FAX 092-321-0922

「令和8年度鳥獣被害防止総合支援事業サル用電気柵の調達及び納品業務」  
についての入札説明書です。下記条項をご確認の上、入札に参加してください。  
このほかの事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治  
法施行令（昭和22年政令第16号）、福岡市契約事務規則、糸島市契約事  
務規則等の規定を準用します。

なお、スケールメリットを図る観点から、福岡市域分・糸島市域分を一括し  
て入札を行いますが、福岡市域分については福岡市鳥獣被害対策協議会（事務  
局：福岡市）、糸島市域分は糸島市鳥獣害防止対策協議会（事務局：糸島市）  
との単価契約になります（福岡市もしくは糸島市が直接の契約者ではありません）。

## 記

### 1 入札に付する事項

(1) 業務名 令和8年度鳥獣被害防止総合支援事業  
サル用電気柵の調達及び納品業務

(2) 業務の概要

有害鳥獣侵入防止にかかる電気柵を設置するために必要な資材の調達  
及び納品業務

数量 約28セット

(500m用 10セット、250m用 15セット、100m用 3セット)

※ 各1セットの内容は、別紙仕様書のとおりとします。

※ 計画変更等により設置距離に変更がある場合は、各1セット当りの  
単価で増減を行う予定です。

(3) 納品業務場所・方法

福岡市鳥獣被害対策協議会及び糸島市鳥獣害防止対策協議会が、指定  
する場所とします。協議会の指示に従ってください。申請者毎の仕分け  
や積込などを含みます。

### 福岡市域分

地区		早良区	西区	合計
		脇山	金武	
設置機種	500m用	1	0	1
	250m用	0	1	1
	100m用	0	0	0
合計		1	1	2

### 糸島市域分

地区		糸島市		合計
		長糸 怡土	福吉 一貴山	
設置機種	500m用	8	1	9
	250m用	10	4	14
	100m用	2	1	3
合計		20	6	26

地区		福岡市計	糸島市計	総計
設置機種	500m用	1	9	10
	250m用	1	14	15
	100m用	0	3	3
合計		2	26	28

- ※ 納品場所については、電気柵を設置する農地周辺での受渡しとなります。（農協の支店や公民館など）
- ※ 受渡しは申請者毎の仕分け、積み込みもお願いします。
- ※ セット一式には、配送料や運賃等の諸経費を含めた額としてください。

(4) 業務完了期限 令和8年11月30日(月)

(5) 予定価格

¥3,459,000—(消費税等相当額含む)

※ 設置申請者からの申し出により数量の変更が生じる場合があります。

## 2 入札の方法

一般競争入札

## 3 入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

(1) 福岡県内に本店もしくは支店・営業所のある法人格を有している者。

(2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

ア 入札参加申請書を提出していない者。

イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び6号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

オ この公募の日から入札の日までの間に、福岡市、糸島市及び農林水産省の機関より指名停止措置を受けている者。

カ 経営状態が著しく不健全である者。

キ 本件事業と同程度の履行実績（能力）を有しない者

## 4 入札参加申請

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加の申込みを行ってください。

(1) 受付期間

令和8年7月8日(水)～令和8年7月17日(金)まで。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時15分から午後5時30分まで。

(昼休み時間(12時～13時)は、できるだけ避けてください。)

(3) 受付場所

〒810-0001

福岡市中央区天神一丁目8-1

福岡市鳥獣被害対策協議会事務局

(福岡市農林水産局農業振興・イノシシ等対策担当課内)

電話 092-711-4852 FAX 092-733-5583

(4) 提出方法

次の事項に掲げる書類を直接持参してください。

※ 指定がないものは、任意の様式で結構です

ア 入札参加申請書(様式第1号)

イ 税を滞納していないことの証明(市税・県税・法人税)

ウ 登記簿謄本(法務局が発行するもの)

エ 貸借対照表及び損益計算書

オ 契約に係る指名停止等に関する申立書

カ 業務履行実績表(本件事業と同程度の業務について)

キ 返信用封筒(宛名記載、切手貼付)

(5) 注意事項

提出された書類については返却しないものとします。

## 5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、令和8年7月27日(月)までに書面により通知します。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知します。

## 6 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書、入札全般等の質疑については、原則電子メールで提出をお願いします。

(1) 質問期間

令和8年7月8日(水)～令和8年7月17日(金)午後5時15分まで。

(2) 質問先

「19 問い合わせ先」まで電子メールで提出

## 7 入札及び開札の日時

(1) 入札 令和8年7月29日(水) 11:00

※ 入札回数は、1回とします。

## 8 入札及び開札の場所

福岡市役所 9階顧問室（行政棟9階）

## 9 入札参加の際に必要な書類等

### (1) 入札書

入札金額（見積額及びその内訳）、日付、入札者（代表者又は年間受任者）を記入・押印のうえ、入札当日提出してください。なお、入札書に記入する金額は、消費税等相当額を除いた額とします。

### (2) 委任状

代理人が入札する場合に提出してください。

※委任状の代理人の印鑑と入札書の代理人の印鑑は同じでなければいけません。

### (3) 印鑑

入札参加申請書、入札書等で使用したもの。

※すべての提出書類には同じ印鑑を押印してください。

## 10 入札要領

(1) 代理人をもって入札する場合は、委任状を提出してください。

(2) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。

(3) 事由のいかんにかかわらず、提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 出欠の確認のときに入札場所にいない方は、入札に参加することはできません。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する方が行った入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者。

(2) 入札に関し不正行為を行った者。

(3) 入札書について、入札金額が訂正されたもの又は入札金額、氏名及び印影について誤脱若しくは判読不可能な記載があるものを提出した者。

(4) 1人で2以上の入札をした者。

(5) 代理人で委任状を提出しない者。

(6) その他入札に関する条件に違反した者。

(7) 予定価格を上回った価格をもって申込みをした者。

## 1 2 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。これらの場合において、入札者又は入札に参加しようとする者が損失を受けても、本協議会は補償の責を負いません。

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

- (1) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 地形又は工作物の変動によりその目的を達成することができなくなったとき。
- (3) 事業の廃止、変更その他必要があると認められるとき。

## 1 3 開札

- (1) 開札は、入札後直ちに行います。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札は中止します。

## 1 4 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじをもって落札者を決定します。

## 1 5 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定通知書を受けた日から5日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に契約を締結してください。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとします。
- (2) 福岡市市域分の契約は福岡市鳥獣被害対策協議会事務局と、糸島地域分の契約は糸島市鳥獣害防止対策協議会と締結していただきます。
- (3) 代金は、入札書に記入された金額に消費税等相当額を加算した金額とします。
- (4) 契約書に貼付する収入印紙については、落札者の負担とします。

## 1 6 支払方法

精算払は、令和9年3月下旬の予定です。

## 17 設置等の現地指導

農家より設置方法の現地指導を求められた時やアフターサービス等について、誠意をもって対応してください。

## 18 その他

この説明書に記載のない事項については、別途協議します。

## 19 問い合わせ先

福岡市中央区天神一丁目8-1

福岡市鳥獣被害対策協議会事務局

(福岡市農林水産局農業振興・イノシシ等対策担当課内)

電話：092-711-4852 FAX：092-733-5583

Eメール：n-shinko-inoshishi.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

※福岡市役所の駐車場は、**有料**です。

一般の場合、30分ごとに200円

来庁の場合、30分ごとに100円

※来庁の場合、駐車券に訪問課の確認印が必要ですのでご利用の際は、駐車券を忘れずにお持ちください。

※また福岡市役所の駐車場は、混雑する可能性がございますので、あらかじめご了承ください。